



白井市商工会の案内です

商工会とは、主として町村における商工業の総合的改善発達を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資することを目的として、特別の法律により設立された法人です。

商工会は全国の市町村に1,643の商工会があり、商工業者の経営支援や地域の活性化を図るための様々な活動を行っています。

住民の皆様へ

市内の様々な業種の方々が入会しておりますので、何かお困りのことがございましたらお電話下さい。またホームページに会員名簿を掲載しておりますので活用下さい。

ご商売をされている方、これから始めようとしている方を応援します
商工会は、様々な事業をしておりますので是非ご入会下さい。

| | | | |
|---------|-----------|--------------|-----------|
| 経営相談 | 金融相談 | 講習会・研修会 | 地域活性化交流対策 |
| 税務・経理指導 | 労務相談や事務代行 | 各種共済・年金・保険制度 | |

青年部 第18回 しろい春まつりを開催

4月7日(日)



4月7日(日)10時～14時市役所駐車場(荒天中止・順延なし)にて、青年部主催による第18回「しろい春まつり」を開催いたします。

イベントの内容は商工会員のPRを兼ねた模擬店、女性部・一般市民によるフリーマーケットを開催いたします。是非ご来場下さい。

○青年部員募集○

経営者又は、後継者等(年齢45歳以下)の方が入部できます。旅行・研修・講演会・イベントなど様々な企画運営事業を行っていますので興味のある方は、是非私達と一緒に活動してみませんか?年会費12,000円です。

女性部 フリーマーケット開催 【出店者募集】

4月7日(日)に、「第18回しろい春まつり」に於いてフリーマーケットを開催(荒天中止・順延なし)いたします。



3月1日(金)から出店者募集を致します。申込み方法や詳細につきましては商工会HPまたはお電話にてお問い合わせ下さい。

○女性部員募集○

経営者の方又は、経営者の奥様が入部できます。旅行・研修・講演会・イベントなど様々な企画運営事業を行っていますので興味のある方は、是非私達と一緒に活動してみませんか?年会費3,000円です。

決算・確定申告・消費税等税務相談会のお知らせ (商工会員限定)

2月29日(木)・3月5日(火)・7日(木)税理士による無料相談会を実施いたします。時間は10時～15時まで(12時～13時は除く)で予約制(1人約45分)となっておりますのでご希望の方は商工会までご連絡ください。また、当日必要書類等がございますので、先日郵送にてお送りいたしましたご案内をご覧ください。

| | |
|----------|-----------|
| 2月29日(木) | 落合 正 税理士 |
| 3月 5日(火) | 上田 剛士 税理士 |
| 3月 7日(木) | 上田 剛士 税理士 |

上記以外において3月11日(月)まで開催していますが、職員が対応させていただきます。(場合によっては有料となる場合がございますのでお問い合わせください。)

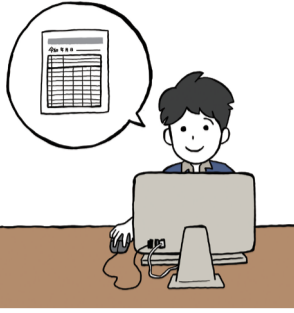
新規加入会員のご紹介

ご入会頂き誠に有難うございます

| 事業所名 | 住所 | 電話番号 | 業種 |
|------------------|---------------------|-----------------|-----------------|
| (株)ジーオー・エクスプローラー | 富士 22-2 | 4 4 1 - 6 8 0 0 | ダイビングスクール・機材販売 |
| (株)大晃 | 大山口 2-4-7-406 | 080-3533-3671 | 型枠大工・基礎工事 |
| 駄菓子屋あひる SHOP | 富塚 1127-6 | 0471-33-2071 | 駄菓子・お菓子・カップ麺小売業 |
| 葉っぱの家(株)葉っぱの家保育園 | 清水口 1-2-2-4 | 090-4225-7677 | 許可外保育施設 |
| S.E. work | 神々廻 1203 | 080-1334-1063 | 電気工事業 |
| 出張撮影 くるさわ | 清水口 2-4 清水口団地 2-505 | 080-5409-3246 | 写真業 |
| (株)BIG BARN | 河原子 331-1 | 4 6 0 - 9 5 2 3 | 中古オフィス家具等販売業 |
| LUCK KAATSU | 大山口 1-20-5 | 4 9 1 - 3 1 1 9 | 加圧トレーニングジム |

記帳代行及び指導

記帳から決算、申告の仕方まで懇切に指導します。また、「MA1システム」を利用すると、経営に役立つ財務資料をスピーディーに入手することができます。経理ソフト及びデータ等を商工会連合会が一元管理していますので、データの保護やセキュリティーも安心してお使いいただけます。



個人事業者に就きましては、帳簿及び伝票を持ってきていただければ事務代行もしておりますのでご利用下さい。

(但し、月5,000円の手数料が掛かります)

労働保険事務組合

商工会では、労働保険(雇用保険・労災保険)の事務代行を行っています。

但し、一人親方は事務代行を受けることが出来ませんのでご了承下さい。

また、確定保険料の10%で最低額10,000円・最高額50,000円(別途消費税)手数料が掛かります。

事務委託をされた事業者に対して次の事務代行をさせていただきます。

- 概算保険料・確定保険料その他労働保険料と一般拠出金及びこれに係る徴収金の申告・納付(印紙保険料は除く)
- 雇用保険の被保険者に関する届出等に関する手続き
- 保険関係成立届、労災保険又は雇用保険の任意加入申請書、雇用保険の事業所設置届等の提出に関する手続き
- 労災保険の特別加入申請、変更申請、脱退申請等に関する手続き
- 労働保険事務処理の委託、委託解除に関する手続き
- その他労働保険の適用徴収に係る申請、届出及び報告等に関する手続き

自動振替による 商工会費の納入のお願い

令和6年度の商工会会費の自動振替日は
4月3日(水) 千葉銀行
4月15日(月) 京葉銀行・千葉信用金庫
に各々予定しております。「お引落日」と「口座残高」のご確認をお願い申し上げます。

提携電子証明書の割引販売制度のご案内

(1) 株式会社帝国データバンク

TDB電子認証TypeA(ICカードタイプ電子証明書) ※通常価格から2,000円割引
電子入札コアシステムに対応した電子証明書(ICカードタイプ)を発行するサービスです。サービス、申込方法等の詳細については、記載のホームページをご参照ください。

帝国データバンクHPアドレス <https://www.tdb.co.jp/typeA/typeA/08.html>

(2) セコムトラストシステムズ株式会社

①セコムパスポート for G-ID 一般向け電子証明書(ファイルタイプ電子証明書)

○2年版:通常価格から2,000円割引 ○3年版:通常価格から3,000円割引

※割引は、ダウンロードシリーズのみ

e-Gov電子申請、調達ポータル・政府電子調達(GEPS)、国税電子申告・納税システム(e-Tax)、地方税ポータルシステム(eLTAX)などに対応しています。サービス、申込方法等の詳細については、記載のホームページをご参照ください。

②セコムパスポート for G-ID 一般向け電子証明書(電子委任状付き)(ファイルタイプ電子証明書)

○2年版:通常価格から2,000円割引 ○3年版:通常価格から3,000円割引

※割引は、ダウンロードシリーズのみ

一般向け電子証明書に、国税電子申告・納税システム(e-Tax)と地方税ポータルシステム(eLTAX)に対応した電子委任状の機能を付けた電子証明書です。申込方法等の詳細については、ホームページをご参照ください。

③セコムパスポート for G-ID 行政書士電子証明書(ファイルタイプ電子証明書)

○2年版:通常価格から2,000円割引 ○3年版:通常価格から3,000円割引

唯一の行政書士向けの電子証明書でe-Gov電子申請、電子公証関係手続き、電波利用電子申請届出システム、自動車関係手続きのワンストップサービス(OSS)などに対応しています。サービス、申込方法等の詳細については、ホームページをご参照ください。

セコムトラストシステムズ株式会社HPアドレス

<https://www.secomtrust.net/service/ninsyo/forgid.html>

クーポンについてはこちら

<https://www.secomtrust.net/service/ninsyo/gfaq.html>

賀詞交歓会開催されました

毎年恒例となっております、賀詞交歓会を令和6年2月2日(金)に市役所東庁舎1階まちサポ多目的ホールにて開催致しました。

当日は、大勢の会員の方々が参加して、交流の場として活用され、有意義な時間を過ごしていただきました。



成田税務署からのお知らせ ICカードリーダーライター無して e-Tax

パソコンの画面に表示された2次元コードをスマホ(マイナンバーカード読み取り対応)で読み取れば、マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信できます。

詳細は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください。

国税庁HPアドレス <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>

小規模企業の会社役員のみならずへ

制度の特長

建設・製造・運輸・サービス業(宿泊業・娯楽業に限る)等は常時使用する従業員数が20名以下の会社役員等。

代表者以外の会社役員でも加入可能

代表者以外の会社役員の方でも商業登記簿謄本に役員登記されている方ならどなたでも加入可能。

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

小規模共済 検索

会社の役員はら / 小規模企業共済

小規模企業の会社等役員の方が廃業や退職後の生活資金事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。国が作った制度なので、安心・安全です。

小規模企業等の会社役員でも加入可能

代表者以外の会社役員でも加入可能

役員なら受け取れる大きなメリット

小規模企業共済制度には独立両・受取時ともに大きなメリットが受けられます。詳細は下記をご覧ください。

掛金は全額が「小規模企業共済掛金控除」として課税対象所得から控除できます。共済金の受取は一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

共済相談室 TEL.050-5541-7171 【受付時間】 平日 9:00~17:00

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入・掛金のご質問は
こちらをクリック
24時間いつでも
チャットで質問可能です

個人事業主、会社代表者の方も
もちろん
加入できます

2021.8